

## — 記者発表資料 —

令和7年9月19日  
宮崎河川国道事務所  
高 鍋 町

### おまるがわかりゆうちく 小丸川下流地区かわまちづくり計画登録証の手交式を行います

令和7年8月1日、水辺を活かして地域の賑わい創出を目指す取組「かわまちづくり」支援制度に、「小丸川下流地区かわまちづくり計画」が登録されました。  
このたび、宮崎河川国道事務所長から高鍋町長へ登録証を手交する手交式を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

#### 記

1. 開催日時 令和7年9月29日（月） 14：00～14：30（予定）
2. 開催場所 高鍋町役場 3階 第1会議室（児湯郡高鍋町大字上江 8437 番地）
3. 出席者 高鍋町長、高鍋副町長  
小丸川下流地区かわまちづくり協議会委員長、協議会委員  
宮崎河川国道事務所長、宮崎河川国道事務所副所長
4. 備 考 取材希望の報道機関は、別紙「取材申込書」をご提出下さい

以 上

#### 【取材申し込み先】

高鍋町 建設管理課 課長補佐 <sup>みえだ</sup>三枝 <sup>としろう</sup>敏郎 電話 0983-26-2016

#### 【問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所

副 所 長 <sup>よこやま</sup>横山 <sup>きょうと</sup>京人

河川管理課長 <sup>ほそやまだ</sup>細山田 <sup>みさき</sup>美佐貴 電話 0985-24-8221（代表）

高鍋町 建設管理課 課長 <sup>あくた</sup>芥田 <sup>けんじ</sup>賢治 電話 0983-26-2016

(別紙)

**取材申込書**

申込期限：令和7年9月26日（金）12：00まで

提出先：高鍋町 建設管理課 <sup>みえだ</sup>三枝

電話番号：0983-26-2016 FAX：0983-23-6303

提出先電子メール：[kensetsukanri@town.takanabe.lg.jp](mailto:kensetsukanri@town.takanabe.lg.jp)

.....

◆報道機関名 \_\_\_\_\_

◆取材者

氏名（代表者） \_\_\_\_\_

人数（代表者含む） \_\_\_\_\_

連絡先（TEL） \_\_\_\_\_

※取材当日に連絡可能な連絡先を記入してください。

# 小丸川下流地区かわまちづくり計画登録証手交式

## 次 第

1. 開 会
2. 挨 拶（宮崎河川国道事務所長）
3. 挨 拶（小丸川下流地区かわまちづくり協議会委員長）
4. 登録証 手交

## 【写真撮影】

5. 挨 拶（高鍋町長）
6. 閉 会

おまるが わかりゅうちく こゆぐんたかなべちよう  
「小丸川下流地区かわまちづくり」(宮崎県児湯郡高鍋町)

参考

対象河川： 一級河川小丸川水系小丸川【国管理河川】  
市町村名： 宮崎県児湯郡高鍋町  
推進主体： 高鍋町



### 1. 概要

高鍋町は、「第6次高鍋町総合計画 後期基本計画 高鍋みらい戦略(令和6年3月)」において「スマートウェルネスシティ」(健康社会の実現)をまちづくり政策の中核に捉え、小丸川の水辺利活用推進、スポーツ誘致等に取り組んでいます。小丸川(かわ)と町の資源(まち)を連携させ、水辺での交流や賑わいのある空間を創出するため、小丸川下流地区かわまちづくりに取り組みます。

上流エリアは、地域住民の活動の場として、小丸河川敷広場周辺や河跡湖等の利活用の安全性、利便性の向上を図り、利用者の増加を目指します。

下流エリアは、新たな賑わいの場として親水機能を高めボートやカヌー等の利用を促進するとともに、堤防天端と小丸大橋、高鍋大橋を繋ぐ周遊ルートを整備し、散策やウォーキング等による健康増進につなげます。

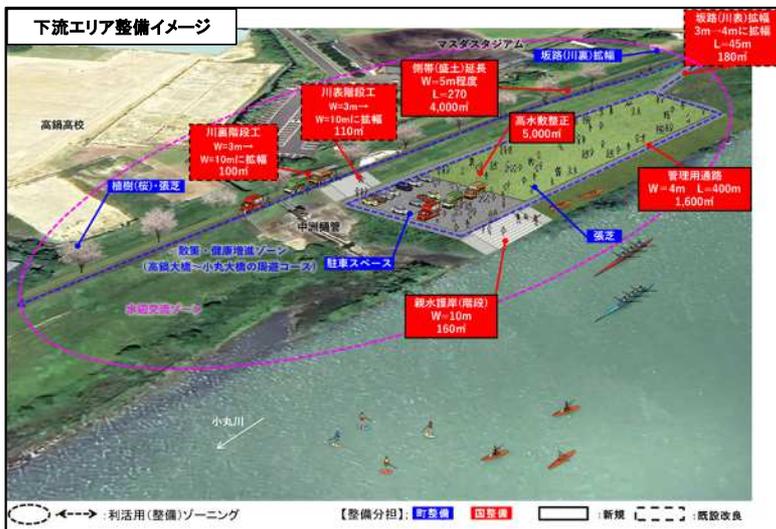
国土交通省では、この取組に対し、必要な河川管理施設の整備のほか、河川空間において営利活動を実施する場合には、河川敷地占用許可準則第22に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等の支援を実施していきます。

### 2. ハード施策の内容

国土交通省：管理用通路、高水敷整正等 ・ 高鍋町：張芝、植樹、駐車場整備等

### 3. ソフト施策の内容

国土交通省：都市・地域再生等利用区域の指定等 ・ 高鍋町：利活用計画の検討、推進等



※今後、工事実施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。

水源地から河口まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す。(令和7年8月時点:303か所)

## ソフト施策による支援

- ・都市・地域再生等利用区域の指定等による民間事業者等のオープンカフェ等への河川空間の多様な利活用の促進
- ・優良事例に関する情報提供や必要な調査等により、計画の実現を支援

### 都市・地域再生等利用区域の指定の適用事例



遊歩道の民間活用  
(道頓堀川／大阪市)



オープンカフェの設置  
(京橋川／広島市)

### 先進的な取組の情報提供



民間事業者の参加  
(信濃川／新潟市)



賑わい拠点の整備  
(木曾川／美濃加茂市)

## ハード施策による支援

- ・治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理用通路や親水護岸等の施設整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援。  
(市町村、民間事業者が河川空間の利用施設を整備)



河川管理用通路の利用  
(最上川／長井市)



親水護岸の利用  
(新町川／徳島市)